

信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第十一号まで、第二十四号及び第二十八号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（第十六条に規定する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>二（略）</p> <p>二の二 告示第一条第十一号に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（第二条第二項</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第十号の二まで、第二十四号及び第二十八号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（第十六条に規定する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>二（略）</p> <p>二の二 告示第一条第十号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（第二条第二項</p>

<p>規定する資金移動業をいう。次条第二号の二において同じ。）の代理又は媒介</p> <p>三・四（略）</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第十一号まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二（略）</p> <p>二の二 告示第二条第十一号に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介</p> <p>三・四（略）</p>	<p>に規定する資金移動業をいう。次条第二号の二において同じ。）の代理又は媒介</p> <p>三・四（略）</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第十号の二まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二（略）</p> <p>二の二 告示第二条第十号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介</p> <p>三・四（略）</p>
---	--